

(別紙5)

北海道における効果的な捕獲に係る市町村連携計画（評価報告）  
（効果的捕獲促進事業）

1 対象指定管理鳥獣の種類、計画の実施期間及び対象地域

指定管理鳥獣名	ニホンジカ（エゾシカ）
実施時期	令和6年12月～令和7年3月
連携市町村名	網走市、北見市
事業費	9,238,900円

注1：対象市町村は、協議会に参加する市町村とする。

注2：対象市町村の位置が分かる図を添付すること。

2 現状の指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲の目的・目標、実施状況、効果、課題等

事業実施箇所は網走国定公園区域内にあり、通年エゾシカが生息している。周辺で実施しているライトセンサス調査の結果から、近年目撃観察数が増加傾向にあり、隣接する農地への被害が増加しているほか、周辺道路での交通事故のリスクも上昇している。

市による捕獲も行われているが、捕獲数は低迷しているほか、一部が国指定の史跡なっていることから、地元狩猟者による捕獲ができない状況であり、手法も含め効果的な捕獲を実施する必要があるため、くくりわなと小型囲いわなにより90頭を捕獲することを目標に事業を実施した。

注：捕獲によって軽減・低減したい被害・密度（目的・目標）とそのために必要な捕獲数、捕獲の実施状況、目的・目標に向けた事業の効果及び課題等を記載すること。

3 連携体制

協議会の名称及び 設立年月	構成機関の名称	役割分担
令和5年 9月	北海道オホーツク 総合振興局	協議会運営全般、 指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲の 実施
	網走市、北見市	被害状況の把握 市の事業による捕獲対策の検討 市内猟友会等の利害関係者調整 指定管理鳥獣捕獲等事業実施候補地の 選定

注：既に協議会規約が策定されている場合は、添付すること。

4 市町村との連携の目的・具体的な取組内容・効果等

実施候補地の選定や利害関係者との調整に当たり、市と連携して対応したことで、事業を円滑に実施することができた。

また、複数市と情報共有を行ったことで、本事業に対する理解醸成や捕獲対策への協力推進につながった。次年度以降は新たな候補地での捕獲や手法を検討するなど、取組を推進することができた。

注：2の課題等を踏まえた市町村との連携による効果的な捕獲の目的と取組（実施場所、実施内容、捕

獲組織・体制、捕獲方法、市町村の連携方法等)、想定される効果等を具体的に記入すること。

## 5 技術の効果の検証・評価方法/結果

エゾシカの生息状況等の情報が少ない中で事業を実施したことや、エゾシカの行動が想定と異なり、捕獲エリアにエゾシカが集まることがなかったため、少ない捕獲数となり、全体として目標を達成することはできなかった。

網走市美岬地区においては、今期事業の生息状況調査により多数のエゾシカが生息していることが明らかになったものの、本格的な捕獲実施前に別の場所へ移動してしまったことから、移動先を明らかにし、効率的な捕獲実施を図る必要がある。

北見市常呂町岐阜地区においては、全体的に生息数が少ないため、周辺地域における事業等との連携を含め、効率的な捕獲を実施方法について検討していく必要がある。

また、北見市常呂町岐阜地区において希少猛禽類の営巣が確認されたため、捕獲実施期間の検討に当たっては、留意しなければならない。

注：3及び4を踏まえ、実施結果の確認方法や目的・目標に対する効果の検証・評価方法を記入すること（事業終了後の評価報告においては、その評価結果を具体的に記入すること。）。

## 6 その他

注1：市町村との連携に当たって、特記すべき事項があれば記入すること。

注2：事業終了後の評価報告において、特記事項に対するコメントがあれば記入すること。



CC0 Hokkaido

(別紙5添付)

効果的捕獲促進事業（市町村連携タイプ）対象市町村位置図

# 網走・北見地域指定管理鳥獣対策協議会規約

令和 5年 9月15日施行

(名 称)

第1条 この協議会は、網走・北見地域指定管理鳥獣対策協議会（以下「協議会」という。）という。

(目 的)

第2条 網走・北見地域において、北海道がエゾシカ指定管理鳥獣捕獲等事業（以下「当事業」という。）を効果的に実施するに当たり、関係機関による連携協力を図るとともに、地域内の被害防止に向けた調整を行うことを目的とする。

(所管事務)

第3条 協議会は前条に掲げる目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 被害状況、被害対策、捕獲情報等の収集と蓄積
- (2) 効果的な捕獲に取り組むための調査、研究
- (3) 捕獲効果の検証・評価
- (4) 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の策定に関する助言
- (5) その他協議会が定める業務

(協議会会員)

第4条 協議会の会員は別紙に掲げる者をもって組織する。

(運 営)

第5条 協議会には会長を置く。会長は北海道オホーツク総合振興局保健環境部環境生活課長とする。

- 2 協議会の開催は、会長が招集する。
- 3 会長は、協議会を主宰する。
- 4 会長は、協議会の座長を務めるものとする。
- 5 会長は必要があると認める場合は、専門家等に協議会への出席を求めることができる。
- 6 会長は、指名により職務代理者を置く。

(事 務 局)

第6条 協議会は、事務局を北海道オホーツク総合振興局保健環境部環境生活課に置く。

(そ の 他)

第7条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、令和 5年 9月15日から施行する。

別紙

	団体名	会 員	備考
1	北海道オホーツク総合振興局	保健環境部環境生活課長	会長
2	網走市	農林水産部農林課長	
3	北見市	農林水産部農政課長	